平成２３年（フ）第５７２号
京都府宇治市五ケ庄福角25番地の25
破産者　松林多喜惠
1　決定年月日　平成23年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第６７６号
京都市下京区朱雀裏畑町44番地の２
破産者　長谷川靖子
1　決定年月日　平成23年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１２号
神戸市西区学園西町７丁目１番地750―102号、破産手続開始決定時の住所神戸市西区美賀多台１丁目２番地W―1010号
破産者　武田　智子
1　決定年月日　平成23年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第１０２号
神戸市西区持子３丁目108番地202号、旧住所兵庫県三木市緑が丘町東４丁目12番地の11
破産者　桒名　　治
1　決定年月日　平成23年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第１２４号
神戸市西区玉津町今津192番地の１　ビリーブタウンＢ―105号
破産者　八杉　一夫
1　決定年月日　平成23年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第１４８号
兵庫県明石市松が丘５丁目１番10―413号
破産者　中井　浩二
1　決定年月日　平成23年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第５６号
鳥取県鳥取市滝山602番地15、旧住所鳥取県鳥取市大覚寺107番地16
破産者　山本　清志
1　決定年月日　平成23年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５７７号
広島県大竹市元町１丁目３番22号
破産者　小倉　喜子（旧姓大利）
1　決定年月日　平成23年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１９０号
山口県宇部市大字妻崎開作1001番地31
破産者　大浜　綾子
1　決定年月日　平成23年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所宇部支部

平成２２年（フ）第８０７号
高知県南国市左右山453番地
破産者　山本　健彦
1　決定年月日　平成23年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第２１号
福岡県田川市大字夏吉4498番地１
破産者　朝部　　誠
1　決定年月日　平成23年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所田川支部

平成２２年（フ）第４４号
熊本県玉名郡和水町日平493番地１
破産者　安藤　富一
1　決定年月日　平成23年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所玉名支部

平成２１年（フ）第１３５号
大分県中津市大字高瀬460番地１
破産者　荒巻　敏和
1　決定年月日　平成23年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２３年（フ）第１０８号
宮崎県北諸県郡三股町大字樺山1878番地　さつきコーポ110号、住民票上の住所鹿児島県姶良市脇元668番地
破産者　永松すみ子
1　決定年月日　平成23年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所都城支部

破産手続終結

平成２０年（フ）第２８号
埼玉県川口市大字西立野579番地　カーサクラレ101、破産手続開始時の住所京都府綾部市田野町風久呂20番地の６
破産者　大槻　紀孝
1　決定年月日　平成23年９月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２２年（フ）第１２６６号
仙台市泉区南光台東１丁目43番22号
破産者　株式会社仙都マザー企画
1　決定年月日　平成23年９月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第９３号
栃木県栃木市都賀町升塚111番地、開始決定時の本店所在地栃木県下都賀郡都賀町大字升塚111番地
破産者　栃木立山サッシ販売株式会社
1　決定年月日　平成23年９月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第４０号
栃木県日光市湯元2512番地
破産者　後藤　ツナ
1　決定年月日　平成23年９月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係